

規制シート(様式)

190195001020001

平成28年12月20日

規制の名称	海空交通の安全の確保に関する規制	所管府省	国土交通省海上保安庁
根拠法令等	水路業務法(昭和25年法律第102号) 水路業務法施行規則	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海洋情報部企画課 課長 二又 知彦
規制目的	水路測量、水路図誌等の画一性を維持する事により、海空交通の安全の確保を図る事を目的とする。		
規制内容の概要	・海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可が必要。 ・上記の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、海上保安庁長官への提出が必要。 ・海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認が必要。 ・海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁長官の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	水路測量、水路図誌等は、国際航海に従事する船舶等の往来に活用されることから、国際水路機関が採択した適切な決議及び勧告に基づき各国が画一的に作製している。我が国も国際基準に基づく水路測量、水路図誌等の維持にかかる規制が必要であると考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		